# 水産物部 登録買出人の皆様へ

札幌市中央卸売市場経営支援課

# 令和4年4月1日から水産物部の

買出人制度が新しくなります。

## 登録買出人(ご本人)の方

現在、精算会社に登録されている登録買出人(ご本人)の方が、令和6年6月1日以降も買出しをする場合は、精算会社に、所定の誓約書、写真2枚(3cm×2.4cm)、標識プレート作成費用(1,100円)を提出し、令和6年5月31日までに新制度の標識と登録買出人証の交付を受けてください。

ご本人様及び役員・従業員様ともに、標識の作成等に日数を要するため、 <u>令和6年5月10日</u>までに余裕をもって、提出してください。

#### 登録買出人(役員・従業員)の方

現在、水産協議会から標識の交付を受けている<u>登録買出人(役員・従業員)の方が</u>令和6年6月1日以降も入場する場合は、<u>令和6年5月31日</u>までに、補助員として登録手続きが必要です。

精算会社に以下の書類を提出してください。

- 申請書
- 住民票又は運転免許証のコピー
- 履歴書
- 誓約書
- •写真2枚(3cm×2.4cm)
- 標識プレート作成費用(1,100円)

## 卸売場への入場に関するご注意

- 令和4年4月1日以降、標識及び帽子のほか、長靴の着用が必要です。
- 令和6年6月1日以降、新制度の標識の着用及び登録買出人証の携帯が必要です。

# 上記の手続きをしないと…

• <u>令和6年6月1日以降、当市場水産物部(卸売場と仲卸店舗の両方)</u> での買出しができなくなります。